

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	第 2 0 8 回 相模原市都市計画審議会			
事務局 (担当課)	まちづくり計画部 都市計画課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 4 7 (直通)			
開催日時	平成 2 9 年 1 1 月 2 0 日 (月) 午後 3 時 3 0 分 ~ 午後 4 時 3 0 分			
開催場所	相模原市民会館 3 階 第 1 大会議室			
出席者	委員	1 4 人 (別紙のとおり)		
	その他	0 人		
	事務局	1 2 人 (都市建設局長、まちづくり計画部長、都市計画課長、農政課長、水みどり環境課長、他 7 人)		
公開の可否	可	不可	一部不可	傍聴者数 0 人
会議次第	1 議題 ( 1 ) 議案 1 号 相模原都市計画生産緑地地区の変更 2 その他 ( 1 ) 相模原市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例制定の検討について			

## 審 議 経 過

審議会の冒頭、出席委員の人数が定足数に達していることを確認した。

主な内容は次のとおり。( は会長の発言、 は委員の発言、 は事務局の発言)

## 1 議題

## ( 1 ) 相模原都市計画生産緑地地区の変更

生産緑地地区に指定すると固定資産税などの税金が安くなる。市としては、税収を確保していかななくてはならない状況だと思うが、生産緑地地区に対する見解は。

生産緑地地区の面積について、目標を定めているのか。また、生産緑地の適正管理をどのようにチェックしているのか。

生産緑地地区は、市街化地におけるオープンスペースとしての役割のほかに、公

共用地の種地としての役割も担っている。そうした役割を持ったものとして、固定資産税及び都市計画税が一般農地課税となる等の優遇措置があるものと認識している。

また、生産緑地地区の指定基準を定め、都市計画上の位置付けの明確化を図ったうえで追加指定を行っている。

平成29年3月に告示した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、生産緑地地区の目標面積を131ヘクタールとしている。

「水とみどりの基本計画改訂版 = 生物多様性さがみはら戦略 = 」では、平成31年度の目標を137ヘクタールとしており、現状は、目標値を若干下回っている。

生産緑地地区に指定されると税金は確かに安くなっているが、都市の中で農業を続けている従事者は努力している。市街化区域における農地の価値をもっと認めてほしい。

市街化区域内には、放置されている農地も見受けられるが、生産緑地地区でない一般農地は、普通に課税されている。生産緑地地区に指定されている農地については、適正管理されている。

生産緑地地区の適正管理については、市の農業委員会でも農地パトロール等を実施している。

今回の案件でも、生産緑地地区の廃止の案件として、公園となることに伴い生産緑地地区が廃止された案件があったが、このような事例は、良い活用方法だと考える。また、それ以外の変更の案件についても、相続や故障など、土地の所有者の状況により変更するものであるため、それを踏まえて審議をお願いする。

生産緑地地区の指定には面積の要件があるが、今回の案件の中には、生産緑地地区の中に道路があるものもあったが、要件としては認められるのか。

生産緑地は、500平方メートル以上の一団の農地等という要件であるが、市の指定運用基準では、6メートル以下の道路であれば一団の農地等として認めている。

## 2 その他

### (1) 相模原市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例制定の検討について

生産緑地地区の道連れ解除の話があったが、そもそも生産緑地地区は、複数の土地所有者で1つの生産緑地地区に指定されることがあるのか。

複数の土地所有者で1つの生産緑地地区として指定することも可能である。

農地でなく、緑地という視点から、大きな邸宅にある広大な緑地に対して、市として優遇措置などはないのか。

緑地や樹林地については、適正に管理をしていれば、一定規模の面積要件などはあるが、保存樹林及び保存樹木という制度があり、市からの支援制度がある。

一軒家における広い庭などについても、緑地としての支援制度はないのか。

市街地における緑の確保という視点からは、都市計画では、地区計画という制度がある。地区計画では、例えば、家のさく等を生垣にすることとし、緑豊かな美しい街並みを創り出していくというような取組をしている事例もある。

生産緑地地区についても、個人が所有する農地であるため、災害時以外には、他人が入っていくことは難しいが、都市の中の貴重な緑の空間として、もっと開かれた緑地にするなどの工夫により、人々が気軽に生産緑地地区に入ることができ、水や緑に触れ合い、歩いてみたくなるような、フットパスとしての役割についても、今後は期待している。

検討している条例の内容については、規模要件以外は規定しないのか。

今回は、生産緑地法の改正に伴う条例の制定であるため、基本的には、規模要件のみを規定することを考えている。また、今後は都市農地のあり方の検討とあわせて、生産緑地地区の指定基準を広げていくこと等についても検討していきたい。

生産緑地地区内に直売所や農家レストランを設置することが可能になったが、直売所や農家レストランの設置により残った農地が300平方メートルを下回った場合は、認められるのか。

規模要件を300平方メートルに引き下げた場合、残る農地等の面積が300平方メートルを下回った場合、生産緑地地区として指定することはできない。

今回は、規模要件を300平方メートルにするとのことだが、平成34年には、指定後30年が経過する生産緑地地区も出てくることから、それらへの対応も考えていくべきであり、さらに、その際の相続税の取扱いについても対応が必要である。

#### 【審議結果】

(1) 議案1号 相模原都市計画生産緑地地区の変更  
総員賛成により原案に同意することに決定した。

以上

## 第 2 0 8 回相模原市都市計画審議会委員出欠席名簿

区 分	役 職 名	氏 名	備 考	出欠
学識経験のある方	青山学院大学社会情報学部社会情報学科教授	飯島 泰裕		欠席
学識経験のある方	麻布大学生命・環境科学部 環境科学科教授	伊藤 彰英		欠席
学識経験のある方	東海大学工学部建築学科教授	加藤 仁美		欠席
学識経験のある方	明星大学理工学部総合理工学科教授	西浦 定継	副会長	欠席
学識経験のある方	東京工業大学 副学長 環境・社会理工学院教授	屋井 鉄雄	会 長	出席
学識経験のある方	法政大学 現代福祉学部 福祉コミュニティ学科教授	保井 美樹		欠席
学識経験のある方	相模原市農業委員会会長	高橋 三行		出席
学識経験のある方	相模原市農業協同組合専務理事	小清水 忠雄		欠席
学識経験のある方	相模原商工会議所専務理事	座間 進		出席
学識経験のある方	公益社団法人神奈川県 宅地建物取引業協会副会長	大塚 亮一		出席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	寺田 弘子		出席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	小野 弘		出席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	岸浪 孝志		出席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	大崎 秀治		出席
関係行政機関の職員	国土交通省関東地方整備局長	泊 宏		代理
関係行政機関の職員	神奈川県警察本部交通部長	鳴海 達之		代理
市の住民の代表	相模原市自治会連合会副会長	草野 寛		出席
市の住民の代表	公募委員	加藤 尚子		出席
市の住民の代表	公募委員	北島 正一		出席
市の住民の代表	公募委員	佐野 仁昭		出席